第3回福岡交通圏タクシー準特定地域協議会について(開催結果)

今般、第3回福岡交通圏タクシー準特定地域協議会(書面協議)を開催しましたので、 その結果を公表します。

記

1. 書面協議表決日 令和5年3月20日(月)

2. 協議事項

- (1) 公定幅運賃の範囲変更要請の取扱いについて
- (2) 現行60円としている加算運賃額の変更について
- (3) 現行3回としている初乗距離の短縮の変更について

3. 協議結果

タクシー事業者等を除く 27 名の構成員のうち、26名より回答がありました。 回答のあった 26 名の構成員については、全員から同意を得ました。 なお、同意するタクシー事業者の配置車両数は過半数を超えました。 これにより、協議事項は承認されました。

4. 協議結果を報告

協議結果は次のとおり、九州運輸局長あて報告しました。

- (1)公定幅運賃の変更については、合意を得ました。
- (2) 加算運賃額の変更について、以下のとおり意見をとりまとめました。
 - ・加算運賃額は、80円とすることが望ましい。
- (3) 初乗短縮を短縮した運賃について、以下のとおり意見をとりまとめました。
 - ・初乗り距離の短縮は、引き続き行うべきである。
 - ・初乗距離の短縮は、2回程度の短縮が望ましい。

福岡交通圏タクシー準特定地域協議会 事務局

(一般社団法人 福岡市タクシー協会内 担当:富原) 〒812-0014 福岡県福岡市博多区比恵町 11-1 福岡タクシー会館ビル 5F

TEL: 092-434-5100 FAX: 092-434-5123